

令和3年度第2回徳島県動物愛護推進協議会

令和4年3月4日（金）午後2時から

徳島県庁4階 403会議室

次 第

1 開会あいさつ

徳島県動物愛護管理センター 所長 中村 卓史

2 議 題

(1) 令和3年度事業報告について

①動物愛護管理行政の実績について

②アニマルケースワーカーについて

③動物の多頭飼育問題対策について

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について

(3) その他

3 閉会あいさつ

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課 課長 都築 謙治

配 席 図

県庁4階 403会議室

山口委員 稲木委員		宮本委員 渡部委員	
大久保 委員			スザン マー 委員
北谷 委員			豊實 委員
谷 委員			賀川 委員
澤口 委員			齋藤 委員
木村 委員			須原 委員
事務局	センター所長 中村	安全衛生課 都築	事務局
県民局		安全衛生課	
県民局		報道	

徳島県動物愛護推進協議会委員名簿

令和3年4月1日現在

区分	氏名	役職等	備考
有識者	稲木 俊生	(公社)徳島県獣医師会 会長	
	山口千津子	(公社)日本動物福祉協会 顧問	
	宮本 哲也	ヒトと動物の関係学会 会員	
動物愛護管理 団体等	渡部 奈美	徳島県愛玩動物協会 会長	
	スザン マーサー	特定非営利活動法人 HEART 代表	
	豊實 祐之	(学)野上学園 ブレーメン動物専門学校	
	賀川 比路	ジャパンケネルクラブ 会員	
	須原 博文	(株)ドッグマーケット取締役社長	
	木村 浩恵	保護猫る一むボロン	
行政	齋藤 大輔	徳島県教育委員会学校教育課学力向上推進幹	
	大久保達人	徳島市市民環境部市民環境政策課長	徳島市長会
	北谷 禎文	那賀町環境課長	徳島県町村会
その他	谷 尚美	公募委員	
	澤口 璃月	公募委員	

(1) 令和3年度事業報告について

① 動物愛護管理行政の実績について

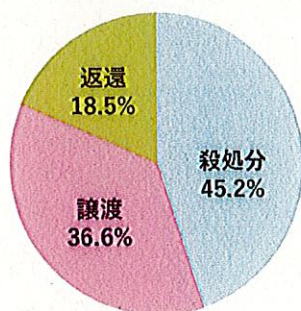
犬

※2月末現在(速報値)

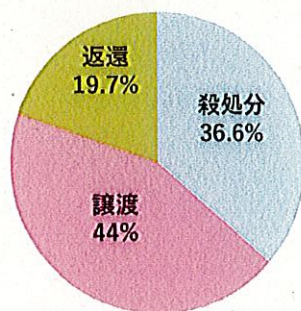
	R元年度	R2年度	R3年度(※)
犬収容頭数	941	838	748
犬返還頭数	174	165	136
犬譲渡頭数	344	369	394
犬処分合計 (うち助けられる犬)	425 (37)	307 (19)	196 (0)

返還・譲渡・殺処分の割合(犬)

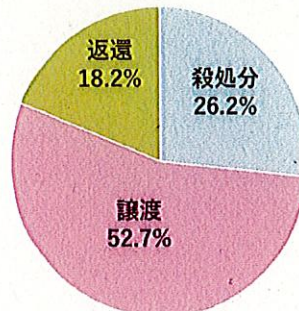
R元年度



R2年度



R3年度(2月末時点)

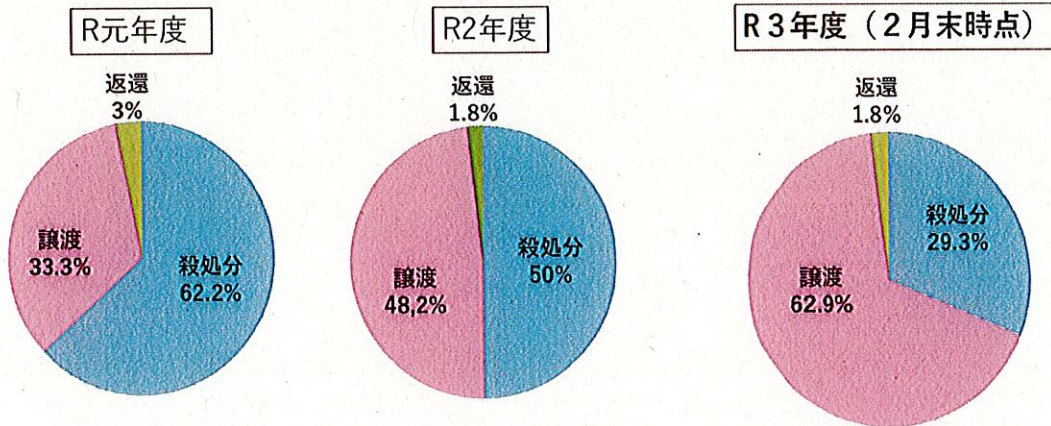


猫

※2月末現在（速報値）

	R元年度	R2年度	R3年度（※）
猫引取頭数	472	280	149
猫負傷頭数	54	58	18
猫返還頭数	16	6	3
猫譲渡頭数	175	163	105
猫処分合計 (うち助けられる猫)	327 (17)	169 (10)	49 (0)

返還・譲渡・殺処分の割合（猫）



② アニマルケースワーカーについて

(1) 目的

県民への適正飼養の普及啓発による殺処分頭数削減を推進するため、適正飼養に関する専門的な知識・技術を持つ人材をアニマルケースワーカーを任命及び派遣し、地域における犬・猫に係る問題解決を図るための支援や市町村が実施する「飼い主のいない猫手術助成制度」等の実効性を高めていく。

さらには、アニマルケースワーカーを学校等にも派遣し、児童への紙芝居や読み聞かせなどを行い、次世代の情操教育に力を注ぎ、県民参加型の「人と動物がともに暮らせるとくしまづくり」を加速させるため、県としてコーディネートの推進強化を図る。

(2) 現場活動までの流れ

- ① 県民より犬・猫に係る相談事案を県が受ける。
- ② 相談事案の内容に応じて、県がアニマルケースワーカーに現場支援の依頼。
- ③ アニマルケースワーカーは依頼のあった現場の対応を実施。
- ④ 年度末には、活動実績報告書を徳島県動物愛護管理センター所長宛てに提出。

アニマルケースワーカーは、県より依頼を受けた現場において活動し、県は活動実績報告書に応じて委託費を支払うものとする。

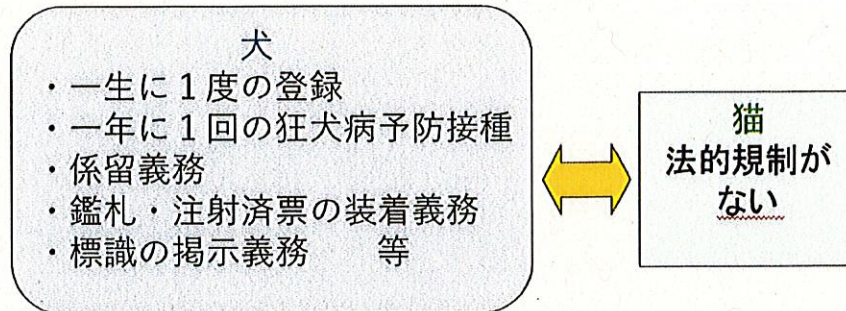
(3) 活動内容

- ① 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めること。
- ② 住民に対し、飼い主のいない猫の繁殖防止手術を行うための捕獲や運搬、手術後の管理方法の支援すること。
- ③ 小学校等に訪問し、児童への情操教育活動支援をすること。
- ④ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村、協議会等が行う事業に協力すること。

(4) 参考

アニマルケースワーカー	任命人数	9名（令和3年度）
飼い主のいない猫	技術支援頭数	260頭（上限頭数）、43地域
	情操教育支援実施校数	8校

飼い主のいない猫対策について



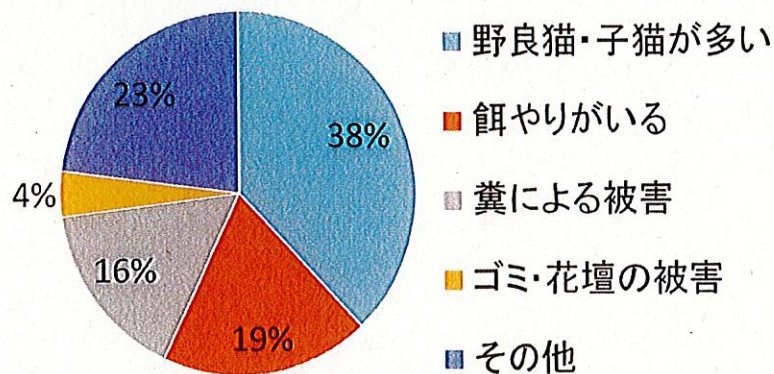
猫は・・・

放し飼いが多く、飼い主の特定が困難

糞尿、繁殖期の鳴き声、計画外の繁殖等の問題が多い

猫に関する苦情・相談の内訳（令和2年度）

苦情・相談内容



③ 動物の多頭飼育問題対策について

1 経緯

ペットの飼育に絡んだ様々な問題として、飼い主が世話できないほど犬や猫を増やし過ぎて近隣の生活環境の悪化を及ぼす「多頭飼育問題」が社会問題化している。

問題の背景には、飼い主の社会的孤立、経済的困窮等が複雑に絡みあっており、「人」と「動物」に係る別々の問題として対応を図ることでは解決には至らない。

令和3年3月、環境省が自治体向けの対策ガイドラインを策定し、その中で、多頭飼育問題への対応は、「予防・発見・発見後の対応・再発防止」において、飼い主の家庭環境・性格等も把握した上で、多分野の関係者が連携し、問題解決に向けた取り組みを進めることとしている。

2 現状

本県における多頭飼育者（10頭以上飼育）の相談件数

○令和2年度 9件 内猫7件

（徳島市3件、阿南市2件、三好市2件、吉野川市、石井町各1件）

（関わった部局 不明5件、家族、ボランティア、社協、推進員各1件）

○令和3年度 9件（センター管轄内：令和3年12月末日時点）

内犬1件、猫8件（センター管内）

（鳴門市及び小松島市 各2件、徳島市、吉野川市、藍住町、北島町、石井町各1件）

（関わった部局 不明3件、友人1件、社協1件、役場2件、警察1件、推進員1件）

10頭以上の多頭飼育者からの引取り件数

令和2年度 3件（内猫3件）合計42匹

令和3年度 0件

3 関係機関との連携について

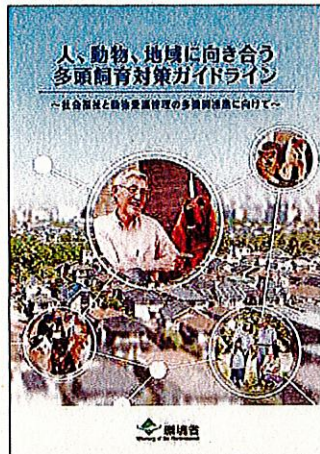
(1) 多頭飼育者及び多頭飼育に至る兆候のある飼い主に関する情報共有

（予防・発見・発見後対応・再発防止）

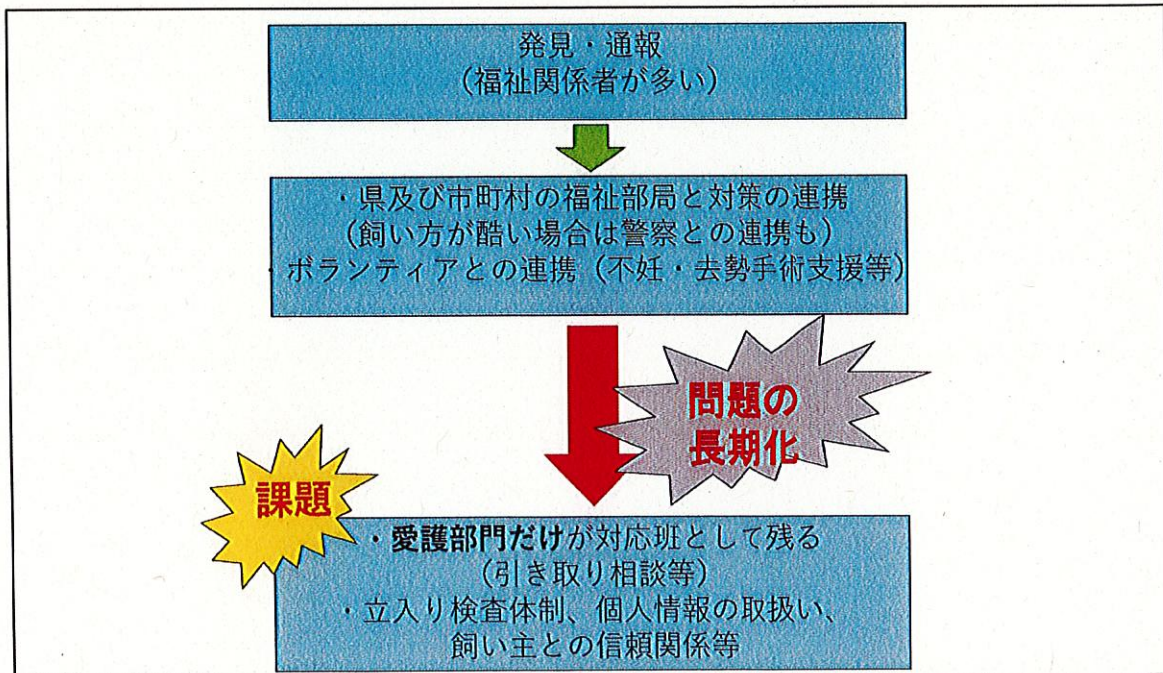
(2) 関係部局（多分野の関係者）に対する研修会への参加

(3) 動物愛護管理実務者会議への出席

多頭飼育問題



- ・ 飼い主の状況は多岐にわたる（心身不調、社会的孤立、社会的困窮等）
- ・ 思込みや金銭面の問題により解決が長引く場合が多い



(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正について

①法改正の概要

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）が改正された。今回の改正法は、令和元年6月に公布され、改正された内容が、三段階に分かれて施行されることとなっている。

一段階目については、令和2年6月1日に施行されており、主に第一種動物取扱業者に対する規制が強化された。第二段階目は、令和3年6月1日に施行され、三段階目として本年の6月1日から、第一種動物取扱業の犬猫の販売者において、マイクロチップ装着が義務化される。

改正の背景としては、2012年の法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項が規定されており、それに基づき、動物の不適切な取扱いへの対応の強化、動物取扱業のさらなる適正化を目的とした見直しが行われたものとなった。

○動物の不適切な取扱いへの対応強化としては、次の内容等が明記された。

- ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ・動物虐待に対する罰則の引き上げ 等

○動物取扱事業者の適正飼養等の促進として、次の内容等が明記された。

- ・環境省令で定める遵守基準（施設、保管数、従業者の数等）を具体的に明示
 - ※飼養ゲージの大きさ、生涯繁殖回数及び繁殖年齢の規定等
 - ※第二種動物取扱業にも適応となる。
- ・犬・猫等の販売場所を事業所に限定
- ・出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限
- ・犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務づける 等

②マイクロチップ装着の義務化について

○資料については、P9、10のとおり。

○マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）について

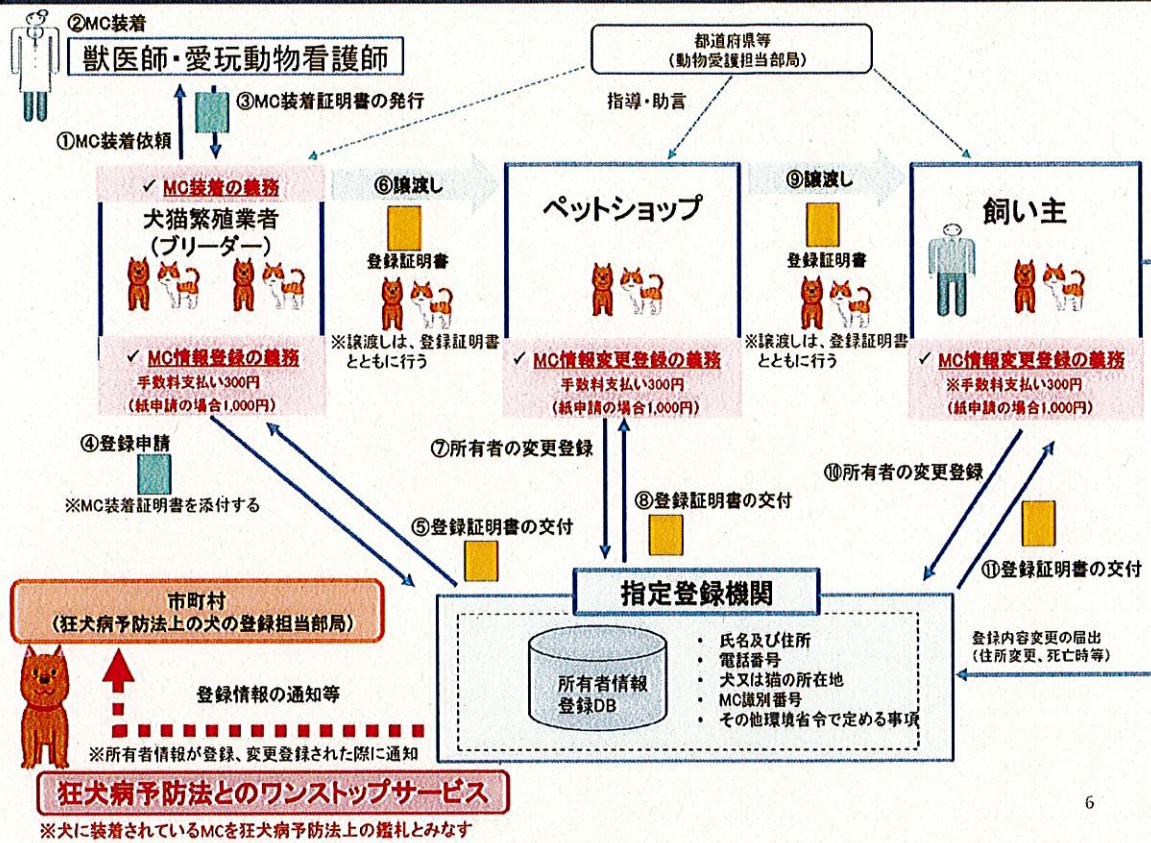
ワンストップサービスとは・・・

犬の所有者が、改正法第39条の2に基づき装着されたマイクロチップ情報を公益社団法人日本獣医師会（指定登録機関）に登録することで、**狂犬病予防法の犬の登録等に必要な情報が市町村に通知され**、改正法第39条の7に基づく狂犬病予防法の特例により、**犬の登録申請等とみなされる**とともに、装着されたマイクロチップが狂犬病予防法第4条第2項に基づく**犬の鑑札とみなされる**一連の手続きをいう。



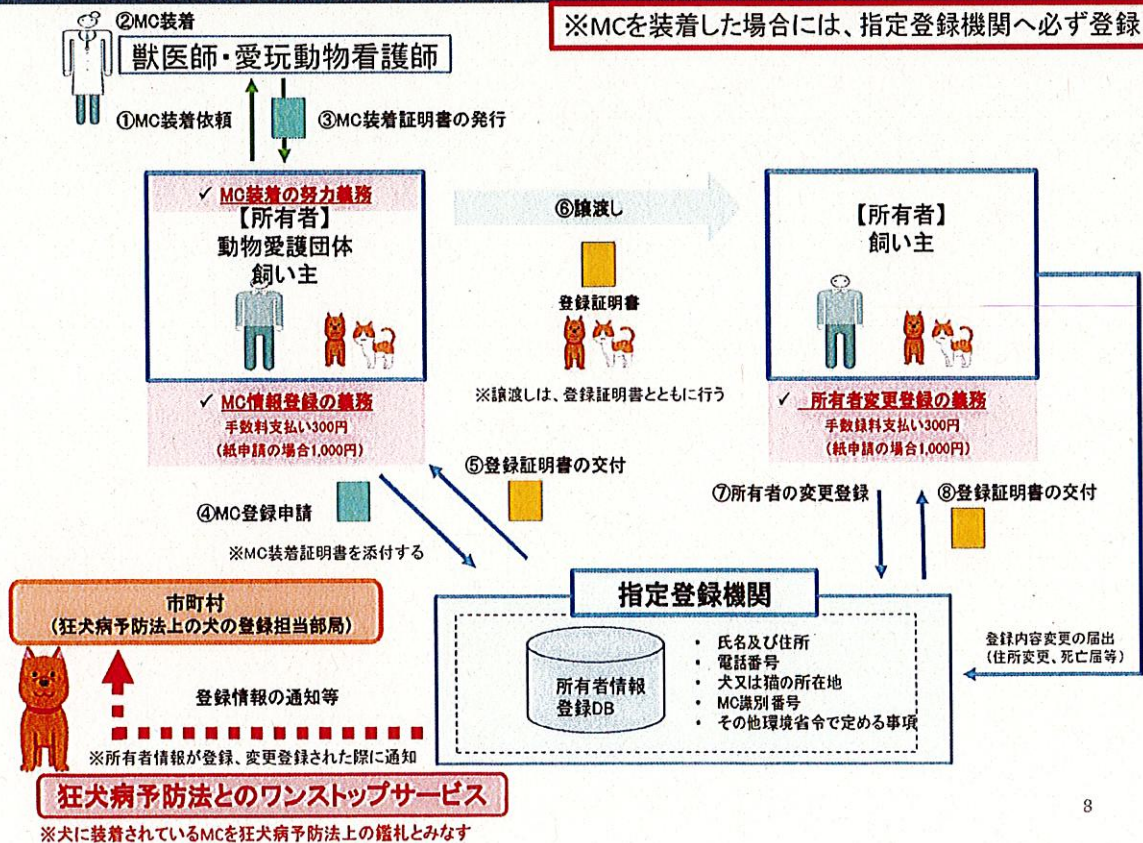
犬の所在状況等の把握がより可能となる
飼い主の手続きに係る負担を軽減することを期待

犬猫所有者のマイクロチップ装着・情報登録の流れ(販売ルート)



6

犬猫所有者のMC装着・情報登録の流れ(販売ルート以外)

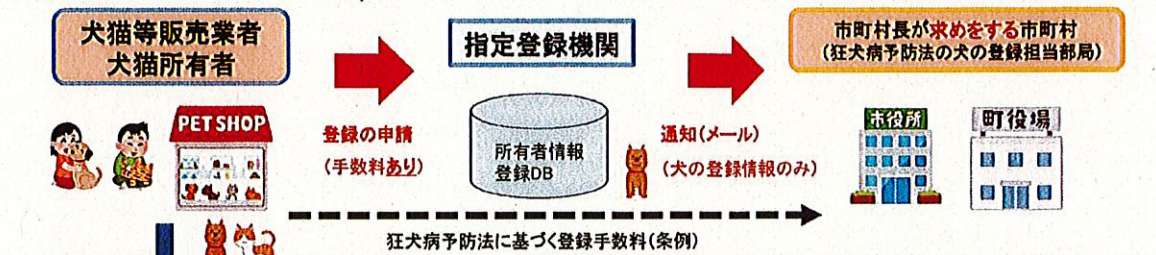


8

狂犬病予防法の特例における登録情報の流れ(求めをする場合)

①登録の申請

※市町村には特別区を含む。以下同じ。



②変更登録の申請



③死亡等の届出・登録事項の変更の届出

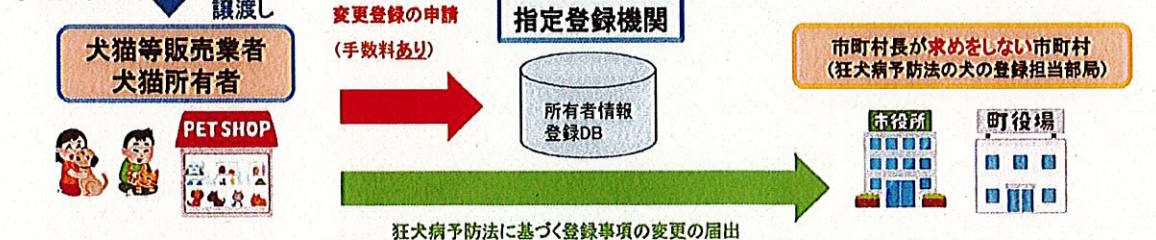


狂犬病予防法の特例における登録情報の流れ(求めをしない場合)

①登録の申請



②変更登録の申請



③死亡等の届出・登録事項の変更の届出



(3) その他

①令和3年度クラウドファンディング実績について

1 寄附目標金額及び寄附金額について

目標金額：125万円

寄附金額：192万8千円

2 寄附者数

115人

3 令和3年度クラウドファンディング実質歳入について

寄附金額(1)：1,928,000円

オツクル使用経費(2)：289,200円

県際間譲渡充当経費(1)－(2)：1,638,800円

4 譲渡頭数の推移

令和元年度：519頭(犬：344頭、猫：175頭)

令和2年度：532頭(犬：369頭、猫：163頭)

令和3年度：480頭(犬：376頭、猫：104頭)(令和4年1月末時点)

6 県際間譲渡頭数の推移

令和元年度：132頭(クラウドファンディングでは、48頭)

令和2年度：148頭(クラウドファンディングでは139頭)

令和3年度：135頭(令和4年1月末時点)

7 実績の推移について

令和元年度寄附目標金額：60万円

令和元年度寄附金額：109万3千円

令和2年度寄附目標金額：125万円

令和2年度寄附金額：130万2千円

令和3年度寄附目標金額：125万円

令和3年度寄附金額：192万8千円

②災害時ペット対策ガイドラインの改定について

1 改定の背景

本県では、東日本大震災後の平成24年9月に、国に先駆けて、「災害時のペット対策ガイドライン」を策定し、次の事項について体制整備等に努めてきた。

- ・ 市町村地域防災計画への動物の取扱いの位置づけ
- ・ 避難所へのペット同行避難の推進
- ・ 市町村避難場所におけるペットの受入体制の整備
- ・ 関係団体との連携による動物救護活動体制の整備

この結果、県内23市町村において地域防災計画に動物救護対策が明記された。

環境省では、平成28年の熊本地震における課題として、避難所でのペットの受け入れ体制や広域支援・受援体制が不十分として、本県を含めた全国数自治体で災害発生時の図上訓練を行い、これらを参考に、平成30年3月に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定し、令和3年3月に「災害への備えチェックリスト」を公表した。

2 改正の趣旨

平成29年11月に環境省と共催で実施した「災害時のペット救護の広域連携モデル図上訓練」で得られた改善点や環境省ガイドライン及びチェックリストに準拠し、より具体的に実効性のあるガイドラインとして見直すことで、市町村における体制整備の一助としたい。

3 改正の概要

- ・ 避難場所におけるペットの取扱いの具体化
- ・ 飼い主の平常時の準備及び災害時の行動の具体化
- ・ 県、市町村、関係団体及びボランティアの役割分担の明確化
- ・ 広域支援・受援に関する体制整備を追記
- ・ 市町村向けに避難所での対応等のチェックリストの追加 等

4 今後のスケジュール

令和4年3月 製本及び配布